

○京都市消費生活条例

昭和50年8月14日

条例第23号（制定）

平成17年3月25日条例第83号

改正 平成21年12月22日条例第32号

京都市消費生活条例

目次

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 消費生活基本計画（第10条）

第3章 消費者権の実現を図るための施策

第1節 生命及び身体の安全の確保並びに財産の保護（第11条～第13条）

第2節 商品等の表示，計量，包装，広告，価格及び供給の適正化（第14条～第19条）

第3節 不適正な取引行為の防止（第20条～第22条）

第4節 消費者に対する情報の提供（第23条）

第5節 消費者教育の推進（第24条）

第6節 消費生活に関する意見の反映（第25条）

第7節 消費者権の侵害の発生又はその拡大の防止及びその侵害に対する救済（第26条～第31条）

第8節 雑則（第32条～第35条）

第4章 消費生活審議会（第36条～第40条）

第5章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差，社会経済情勢の変化等にかんがみ，消費生活施策の基本理念を定めるとともに，本市及び事業者の責務並びに事業者団体，消費者及び消費者団体の役割その他消費生活施策に関し必要な事項を定めることにより，第3条第1項に規定する消費者権の実現を図り，もって消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心，安全，安定及び向上に寄与す

ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費生活施策 消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上を図るための本市の施策をいう。
- (2) 事業者団体 事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。
- (3) 消費者団体 次条第1項に規定する消費者権の実現を図り、及び消費者の消費生活における自立を支援する活動を行う団体をいう。
- (4) 商品等 商品及びサービスをいう。

(基本理念)

第3条 消費生活施策は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者権」という。）の実現を図ることを旨として、推進されなければならない。

- (1) 消費生活において生命及び身体の安全が確保されるとともに、財産を侵害されない権利
 - (2) 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利
 - (3) 事業者の第20条に規定する不適正な取引行為により契約の締結その他の行為を強制されず、事業者に対し当該不適正な取引行為を行わないことを求める権利
 - (4) 前3号に掲げる権利を実現するため必要とされることを迅速かつ適切に知る権利
 - (5) 前各号に掲げる権利を実現するため必要な教育を受ける権利
 - (6) 消費生活に関する意見を消費生活施策及び事業者の事業に反映させることを求める権利
 - (7) 前各号に掲げる権利ができる限り侵害されないよう必要な措置が講じられるとともに、当該権利が侵害された場合において、迅速かつ的確に救済される権利
- 2 消費生活施策は、食の安全を確保し、及び環境に配慮する見地から推進されなければならない。
- 3 消費生活施策は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して推進されなければならない。
- 4 消費生活施策は、食文化、始末の文化その他の京都固有の生活文化を尊重して推進さ

れなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 前条の基本理念にのっとり、消費生活施策を推進すること。
- (2) この条例の目的を達成するため、国及び他の地方公共団体との密接な連携を図ること。
- (3) 消費者団体の活動について、必要な支援を行うこと。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の年齢その他の特性に配慮し、消費者権の実現を図ること。
- (2) 第3条の基本理念にのっとり、事業活動に関し遵守すべき基準を作成するとともに、消費者からの苦情を処理するため必要な体制を整備すること。
- (3) 契約の条項を定めるに当たっては、その内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮すること。
- (4) 個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 環境に配慮した活動を行うこと。
- (6) 消費生活施策に協力すること。

(事業者団体の役割)

第6条 事業者団体は、次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。

- (1) 消費者権の実現に寄与すること。
- (2) 事業者による前条各号に掲げる責務の遂行に寄与すること。
- (3) 消費者と事業者との間の信頼関係の構築に寄与すること。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。

- (1) 消費者権の実現に向けて主体的に取り組むこと。
- (2) 消費生活に関する知識と理解を深め、自主的かつ合理的に行動すること。
- (3) 消費生活施策及び事業者の事業について、消費者権を実現する観点から意見を表明すること。
- (4) 消費生活において、環境に配慮すること。
- (5) 消費生活に係る京都固有の生活文化の振興に寄与すること。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。

- (1) 消費者権の実現に寄与すること。
- (2) 消費者の消費生活における自立に寄与すること。
- (3) 消費生活施策及び事業者の事業について、消費者権を実現する観点から意見を表明すること。
- (4) 消費者の消費生活における環境への配慮に寄与すること。
- (5) 消費生活に係る京都固有の生活文化の振興に寄与すること。

(相互の協力)

第9条 本市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

- 2 本市は、事業者及び事業者団体と消費者及び消費者団体の間の相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報の提供、交流の促進その他の必要な措置を積極的に講じるものとする。

第2章 消費生活基本計画

第10条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するため、消費者権の実現を図るための基本的な計画（以下「消費生活基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、消費生活基本計画を定めるに当たっては、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の意見を適切に反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、消費生活基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、消費生活基本計画の変更について準用する。
- 5 市長は、毎年、消費生活基本計画に基づき講じる施策の実施状況を第36条に規定する審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 消費者権の実現を図るための施策

第1節 生命及び身体の安全の確保並びに財産の保護

(消費者に危害を及ぼす商品等の供給の禁止)

第11条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を、消費者に供給してはならない。

(危害に関する調査)

第12条 市長は、消費者の生命、身体又は財産の危害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる商品等に関する調査を行い、当該調査の経過及びその結果を公表しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、前項の商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものではないことの立証その他前項の規定による調査に必要な協力を求めることができる。

3 市長は、事業者による前項の立証が十分でないとき、当該事業者に対し、再度の立証を求めることができる。

(危害防止勧告及び公表)

第13条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、事業者が第11条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、商品の回収、又は製造若しくは供給の中止その他消費者の生命、身体又は財産の危害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第2節 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化

(商品等の表示の適正化)

第14条 市長は、商品等の表示（その単位当たりの価格の表示を除く。）の適正化を図るため、法令に別段の定めがある場合を除き、商品等表示基準（商品等の品質、利用の方法その他の商品等の内容及び取引方法に関し表示すべき事項及びその表示の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 市長は、商品等表示基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

3 事業者は、商品等表示基準に適合しない商品等を消費者に供給してはならない。

(単位当たりの価格の表示の適正化)

第15条 市長は、単位当たりの価格の表示の適正化を図るため、単位価格表示基準（単位当たりの価格の表示に使用すべき単位及びその表示の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、単位価格表示基準について準用する。

(計量の適正化)

第16条 事業者は、商品の供給に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(包装の適正化)

第17条 市長は、包装（容器を使用する包装を含む。以下同じ。）の適正化を図るため、包装基準（包装で使用するべき物及び包装の方法に関する基準をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、包装基準について準用する。

(誇大広告等の禁止)

第18条 事業者は、商品等について広告をするときは、商品等の内容について、著しく事実と異なる表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような表示をしてはならない。

(生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保)

第19条 事業者は、食料、衣服、寝具その他の生活必需品の安定的若しくは円滑な流通を妨げ、又はこれを不当に高い価格で消費者に供給してはならない。

2 市長は、生活必需品の安定的かつ円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、生活必需品の流通機構の実態、価格の動向及び需給の状況に関する情報を収集し、消費者に対し、当該情報の提供を行わなければならない。

3 市長は、前項の規定による収集の結果、生活必需品の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、事業者及び事業者団体に対し、生活必需品の安定的かつ円滑な供給を確保するために必要な措置を講じるよう要請しなければならない。

第3節 不適正な取引行為の防止

(不適正な取引行為の防止)

第20条 事業者は、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約その他の契約に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって別に定めるもの（以下「不適正な取引行為」という。）を行ってはならない。

(1) 次のいずれかの手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

ア 商品等の内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。

イ 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。

ウ 商品等に関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。

エ 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。

オ 商品等に関し十分な知識を有しないことその他の事情により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。

(2) 消費者の利益を害する内容の契約を締結させる行為

(3) 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要する行為

(4) 契約に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否する行為

(5) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為（以下「解除等」という。）を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の履行を不当に遅延し、若しくは拒否する行為

（不適正な取引行為の調査）

第21条 市長は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その実態を明らかにするために必要な調査を行い、当該調査の経過及びその結果を公表しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その行為が適正なものであることの立証その他前項の規定による調査に必要な協力を求めることができる。

（警察署等との連携）

第22条 市長は、不適正な取引行為を防止するため、警察署その他の関係行政機関との密接な連携を確保しなければならない。

第4節 消費者に対する情報の提供

第23条 本市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、食の安全及び環境に配慮した商品等に関する情報その他の消費生活を営む上で有益であると認められる情報の入手に努めなければならない。

2 本市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与するよう、消費者に対し、前項の情報を迅速かつ適切に提供しなければならない。

第5節 消費者教育の推進

第24条 本市は、消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者の消費生活における自立を目指した教育（啓発活動を含む。）の推進に努めなければならない。

2 本市は、家庭、地域、職場、学校その他の場において、消費者が消費生活について学習する機会の拡大が図られるよう、必要な施策を講じなければならない。

第6節 消費生活に関する意見の反映

第25条 市長は、消費者が消費生活に関し意見を述べる機会を確保するとともに、当該意見を消費生活施策に適切に反映させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、消費者の消費生活に関する意見をその事業に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 消費者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第27条第1項において同じ。）は、この条例の規定に基づく消費生活施策が十分に講じられていないため、広く消費者の消費者権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、市長に対し、適切な措置を講じるよう申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該調査の経過及びその結果を公表しなければならない。

5 市長は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置を講じなければならない。

第7節 消費者権の侵害の発生又はその拡大の防止及びその侵害に対する救済（緊急時の公表）

第26条 市長は、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる権利の侵害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、商品等の名称、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。

2 前項の規定による公表は、同項の権利の侵害の発生又はその拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、その旨及びその公表の内容を第36条に規定する審議会に報告しなければならない。

（助言、あっせん等の要求）

第27条 消費者は、第3条第1項第1号から第6号までに掲げる権利が侵害され、又は

侵害されるおそれがあると認めるときは、市長に対し、当該権利の侵害の発生若しくはその拡大を防止し、又は当該権利を救済するために必要な助言、あっせんその他の援助を行うよう求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、速やかに、その求めに応じなければならない。

(調停)

第28条 市長は、前条第1項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、第36条に規定する審議会による調停に付することができる。

- 2 事業者は、前項の審議会の呼出しを受けたときは、これに応じなければならない。

(設立費用の補助)

第29条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、別に定めるところにより、消費者訴訟（消費者権の侵害の有無を争点とする訴訟をいう。以下同じ。）に係る事件の当事者である団体（消費者によって組織されたものに限る。）に対し、当該団体の設立に要した費用の全部又は一部を補助することができる。

- (1) 消費者訴訟に係る事件が前条第1項の調停に付されたものであるとき。
- (2) 消費者権の侵害の内容、性質その他の事情に照らして、広く消費者の消費者権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるとき。

- 2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

(訴訟に要する資金の貸付け)

第30条 市長は、前条第1項各号のいずれにも該当するとき（消費者又は消費者団体が被告となる消費者訴訟にあつては、同項第2号に該当するとき）は、別に定めるところにより、同項の団体又は消費者に対し、消費者訴訟に要する資金を貸し付けることができる。

(返還の免除)

第31条 市長は、第29条第1項の団体又は消費者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定した場合その他特にやむを得ない理由がある場合であつて、当該団体又は当該消費者が前条の規定により貸付けを受けた資金を返還することができなくなったときは、当該資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第8節 雑則

(報告又は資料の提出)

第32条 市長は、消費者権の実現を図るため必要な限度において、事業者に対し、商品等の内容その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第33条 市長は、消費者権の実現を図るため必要な限度において、市長が指定する職員に、事業者の製造所、営業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業者に対する指導)

第34条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、消費者権を保護するための措置その他の必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

(1) 第14条第3項（第15条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）、第16条、第18条、第19条第1項又は第20条の規定に違反していると認めるとき。

(2) 正当な理由がなく、第12条第3項又は第21条第2項の規定による求めに応じないとき。

(事業者に対する勧告及び公表)

第35条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、同項の事業者が所属する事業者団体、当該事業者と契約関係にある他の事業者（市長が当該関係を知っている場合に限る。）その他市長が適当と認める者に通知しなければならない。

い。

4 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 正当な理由がなく、第28条第2項の規定による呼出しに応じないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第32条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく、第33条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第4章 消費生活審議会

(審議会)

第36条 第28条第1項の規定により調停を行うほか、消費生活基本計画の策定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第37条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、事業者団体に所属する者、消費者団体に所属する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第38条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第39条 審議会に、第28条第1項の規定により調停を行わせ、又は特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(意見の聴取)

第40条 市長は、消費生活基本計画、商品等表示基準、単価価格表示基準、包装基準及び第20条に規定する別に定めるものを定め、又は変更し、若しくは改正しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第41条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の京都市消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第7条、第8条又は第9条第2号の規定による意見の聴取は、この条例による改正後の京都市消費生活条例（以下「新条例」という。）第40条の規定による意見の聴取とみなす。

3 前項に規定するもののほか、旧条例の規定によってした手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第18条に規定する審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に新条例第37条第2項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第38条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項に規定する専門委員である者は、施行日に新条例第39条に規定する専門委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成21年12月22日条例第32号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。